

平成21年6月1日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007～2008  
 課題番号：19530085  
 研究課題名（和文）生物多様性の文化的価値に着目した保全法制度に関する研究  
 —天然記念物制度再考  
 研究課題名（英文）Legal Policy for Conserving the Cultural Aspects of Biodiversity

研究代表者 高橋 満彦（TAKAHASHI, MITSUHIKO）  
 富山大学・人間発達科学部・准教授  
 研究者番号 10401796

研究成果の概要：

① 大正期における天然記念物制度発足の前後及び先立つ明治期の旧狩猟法制定時の立法議論に関する文献調査を通じ、従来は積極的な評価がされていなかった19世紀後半から20世紀初頭の自然保護法制度には、人と自然との文化的関係性を考えるにあたって、参考となるものがあることがわかった。

特に天然記念物制度には、科学に立脚した普遍的要素と、地域に立脚した多様性・個別性の二面の要素があり、自然科学だけではなく、自然の文化的、社会的価値も包含できる制度であることが読み取れた。また、旧狩猟法は近代日本最古の自然保護法制度であるが、野生動物を利用した伝統的な生業、それもコモنز的な資源管理を行ってきたものを近代土地所有権の下でどのように矛盾なく存続させるかが焦点となり、文化的・社会的関係性を断ち切らない制度が選択されたことがわかった。

② 兵庫県豊岡、沖縄県名護及びやんばるといった天然記念物指定動物の生息地や、東日本の伝統的狩猟が残る山村におけるフィールドワークを通じ、自然保護法制には、従来重視されてきた普遍的な科学的価値だけではなく、地域に根差した個別性を認める多様性、または曖昧さが必要であることが確認された。天然記念物制度に関しては、従来欠点とされた指定基準の不明確さは、むしろ多様な地域性を取り入れた「曖昧さ」として積極的に評価しうる。即ち、上からの普遍性・科学性に基づく指定に加え、地域からの下からの指定が可能な制度の良さである。この長所は、ひいては地域おこしにも連結することも確認された。

また、狩猟法制についても適度に利用して保存するといった関係が民俗知として存在しており、それを制度的に取り込むのには、地域性を認め、地域中間集団の活用などの非画一的な対応が必要であるとの結論に達した。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,000,000	300,000	1,300,000

研究分野：環境法

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：環境法学、保全生態学、環境社会学、環境政策、天然記念物

## 1. 研究開始当初の背景

### (1) 「人と自然の関係性」

地球的な生物多様性の喪失を目の当たりにして、保全生物学などの生態系や生物多様性を保全する自然科学的な研究が発展し、法政策の分野にも取り入れられている。国際法では生物多様性条約やワシントン条約、国内法では、種の保存法、特定外来生物法などが立法されたのみならず、鳥獣保護法においても科学的な鳥獣の保護管理（ワイルドライフ・マネージメント）を目指す「特定鳥獣保護管理計画」制度が導入されている。

生物多様性の保全にあたって、科学的知見が不可欠であり、自然科学の重要性は改めて指摘するまでもない。しかし、なぜ特定の自然を保全するのか、したいのか、は価値判断であり、その動機は必ずしも自然科学的に解明できるものではない。

また、近年、自然科学的な知見を消化した上で、人と自然の歴史的・文化的な「関係性」に着目した自然保護論が台頭している。例えば鬼頭（1996）は、現代の科学を前面に出した自然保護論は、人と自然との二分論に立脚し、自然の一部分だけを切り取って（「切り身」で）保全しようとしていると批判し、生業と文化をキーに社会や風土を含めた、人と自然の全体的な関わりの中で自然を見つめないと効果的な保全もできないと主張する。

このような「人と自然の関係性」に着目した視角は、環境倫理学を皮切りに、コモンズ論なども取り込みながら、法社会学者の理論などにも取り入れられている（榎澤1998）。また、国際的潮流としても、例えばユネスコは、生物圏の維持のためには、良好な人間と環境との関係が必要であるとして、「人間と生物圏（MAB）」計画を提示し、自然保護の文化的側面を強調している。

しかし、現行の生物多様性保全政策の中心となる特定鳥獣保護管理計画制度（鳥獣保護法）や、希少野生動物種の指定（種の存法）には、自然科学的な知見は活用こそされ、「人と自然の関係性」は十分に考慮

されているとはいえない。

### (2) 天然記念物制度

翻って、我が国の自然保護制度として古い歴史を持つ天然記念物制度を見ると、希少な動植物などの学術的価値に着目し、文化財として保護しようという制度なのだが、その選定基準の運用が不明確で科学的ではない、巨樹大木に指定が偏っているなどの批判があり（畠山2004、大塚2006など）、あまり積極的に評価されていないのが残念ながら現状である。しかし、天然記念物制度の役割として、生物多様性保全機能が重要であるのは当然であるが、天然記念物制度が各種の自然保護制度の中でユニークなのは、その文化財的側面であり、その存在価値は、自然財の持つ文化的側面が評価できるからに他ならない。

### (3) 研究組織の行ってきた研究等

本研究の代表者高橋は、野生動物保護に与える文化や市民意識の影響を分析した研究（Takahashi 2004 a）や、沖縄の米軍基地を素材に、米国の文化財保護法に照らして日本の天然記念物制度をどうとらえるか（Takahashi2004 b）などの研究を行い、研究分担者の池田は、文化庁で天然記念物行政に調査官として携わり、現在は特別天然記念物コウノトリの保全研究に従事しており（県立コウノトリの郷公園研究部長兼任）、天然記念物制度の研究を継続している（荒俣・池田2002）。

現在、文部科学省は天然記念物制度の生物多様性保全機能を強化することを打ち出しているが（「文部科学省における環境保全施策等について」H17.9.5）、生物多様性の文化・教育的価値まで視野に入れている天然記念物制度を今後いかに政策的に位置づけ、運用していくのかの研究を行うことが環境政策上意義深い。

## 2. 研究の目的

本研究の目的は、「人と自然の関係性」に着目し、生物多様性の文化的価値を評価した

保全法制度の構築に向けた研究である。これは従来の生物多様性保全政策では、自然科学的な知見ばかりが注目され、「人と自然の関係性」、環境の文化的価値や歴史性が十分に考慮されていなかったという反省に立っている。

特に国際的にもユニークと思われる日本の天然記念物制度を再検討し、現代にふさわしい役割を見出したい。具体的には、米国の文化財保護法（NHPS）との比較研究を通じ、国際的な環境法研究にも寄与しようと考えている。

さらに、既に天然記念物に指定されたものに限らず、「人と自然の関係性」が見出されるフィールドを調査し、自然の文化的価値、「人と自然の関係性」を踏まえた保全法政策を提言する。具体的には狩猟法制度なども対象となる。

### 3. 研究の方法

文献調査と現地（フィールド）調査を主体とした。

(1) 文献調査は制度史に関わるものと比較法に係わるものに大別できる。①大正から昭和初期において文部省から発行された月刊誌「史跡名勝天然記念物」バックナンバー（本課題の補助金で入手）、帝国議会議録などの検討。「史跡名勝天然記念物」を利用して、天然記念物制度の制定時の科学者、行政官、立法者の考えを探ることとした。帝国議会議録は、史跡名勝天然記念物保存法が制定（1919）は旧狩猟法制定（1895）の過程における立法議論を明らかにした。②比較法に関する調査では、海外の環境法制度の中で、自然の文化的価値を保護するものについて調査し、また海外の環境法等の文献において、生物多様性や自然景観の文化的価値について論じたものを解説した。日本と米国における文化財保護法制の研究文献のうち、特に自然の記念物を対象とするものに焦点を当てた。特に、米国の環境法研究の中では、文化的環境の保護（NHPS）、先住民族の自然に対する価値観の保護やコモンズについて論ずる文献は増加している。

(2) フィールド調査に関しては、まず実際に天然記念物指定を受けている動物や指定地において、天然記念物がどのように地域と結びついて、さらにその保全が地域にどのような影響を与えるかを探った。具体的には兵庫県豊岡のコウノトリにつき、現地で研究を続ける池田が地域おこしの視点も着目して調査研究を行った。また、順調な保全が行われていないケールとして、沖繩を取り上げた。高橋は、天然記念物に指定されているジュゴンの生息地に建設が予定されている米

軍基地と賛否が分かれる地元名護市の状況。特に建設反対のため米国における裁判闘争を行う市民団体の参与観察を行った。また、関連して天然記念物指定動物が多数生息するにもかかわらず、森林破壊が進行中の沖繩やんばるの現地調査を行った。

さらに、天然記念物の指定にこだわらず、「人と自然の関係性」が可視的に存在する山村として、伝統的狩猟が残る富山市三ノ熊、山形県小国、長野県秋山郷において、狩猟者へのヒアリングと猟場視察を行い、地域の狩猟者が国の法とは別に、自らの資源を保全するために共有するローカルルールが存在について探った。また関連して、長い狩猟文化に支えられたドイツの狩猟法制や、森林管理に地域住民の参加を認め、文化的なものを含む森林の多面的価値を見直したケニアの新しい森林法についても各々の現地専門家にヒアリングを行った。

### 4. 研究成果

(1) 日本の自然保護法制の出発時における自然の文化的価値に対する認識

天然記念物制度の制定当時における文献の調査では、従来は天然記念物制度の問題点として批判されることもある珍奇なものへの偏りなども確認されたものの、むしろ現在にも通じる先駆的な考えが見出された。そのうちいくつかをあげると、①科学性に着目した上からの指定と地域性に立脚した下からの指定という複眼的な保護指定、②文化と自然の複合的遺産概念の理解、③社寺林（鎮守の森）の保存などといった二次的自然の保全と文化的景観の保存、④利用を視野に入れた国立公園と、保存に専念する天然記念物といった住み分けの設計、⑤地域も盛り上がり重視した柔軟な指定、などがあげられる。戦前の自然保護行政は諸外国の最新の動向にも敏感だったこともわかったが、上記の特徴は他の国々と比較しても評価できる特徴である。

関連して、天然記念物制度の発足以前の明治日本において最初の自然保護法制である旧狩猟法立法時（明治28年）の議論に関する調査をおこなった。その結果、旧狩猟法制定にあたって立法者が配慮した事柄として、以下のものが見出された。①旧幕時代の自然保護政策や地域の慣行との連続性の確保、②文化的なものを含めた地域住民との関係性、特に生業者への配慮、③海外制度と我が国の実情との比較検討、④近代所有権との調整、である。

明治の旧狩猟法制定にあたっては政府与党（吏党）と野党（民党）との政争が密接に絡んでいることも事実だが、それ以上に野生動物を利用した伝統的な生業、それもコモン

ズ的な資源管理を行ってきたものが、近代土地所有権の下でどのように矛盾なく存続が保証できるかが焦点となった。その過程ではドイツなど欧州の法令（猟区制度など）が参照されたが、我が国の実情に合わないうえ、封建的で新時代に合わないといわれ、採用されなかった。当時は近代所有権の確立期にあたり、入会権のような慣習的権利は立法者の段階では容易に否定されたと推測しがちだが、少なくとも旧狩猟法制定にあたっては、そのような慣習的権利の継続に腐心したわけだ。その要因の中心には、人と動物との文化的関係性を保存するという天然記念物にも通じる考えがあったと思われる。議員であった法学者箕作麟祥は、法案の趣旨説明演説で正月料理の鴨雑煮（残念ながら今は廃れたが）と伝統的な狩猟者の生業を理由に挙げている。

戦前の天然記念物や狩猟法については、法制史的研究はほとんどなされておらず、本研究の成果は大変重要である。高橋は、狩猟法に関する部分について、「「狩猟の場」の議論を巡って」（下記論文①）で、旧狩猟法制定時の議論を軸に、現在までの「狩猟の場」即ち可猟地区のありかたの議論をたどりながら、これからの鳥獣管理の在り方を論じた。今後は同様に自然と人の関係性が重要な要素となる漁業法の制定過程にも研究をひろげたい。

（2）多様な文化に寄り添う柔軟な保全法制度の必要性—あいまいな存在としての天然記念物

フィールドワーク等では、兵庫県豊岡市のコウノトリ再導入事業（池田）、沖縄ジュゴンとやんばる（高橋）、東日本の伝統的狩猟地（高橋）における参与観察やヒアリングを通じ、人と自然の文化的関係性を重視した保全制度の必要性を体感し、かつ、そのモデルとして天然記念物制度を改めて積極的に評価すべき名目という考えに至った。

従来は天然記念物制度の欠点とされてきた指定基準のあいまいさや、自然科学的基準の不徹底は必ずしも欠陥とは言えず、少なくとも他に種の保存法のような保全生態学等の自然科学的知見を前面に出す法制度がある状況では、それを有効に補完するものとして必要だと考えられる。要約すれば、天然記念物制度は、普遍的な科学性と地域に個別な文化性の二面性を捉えているといえよう。現代の保全法制で注視されてきたのは普遍的科学性である。しかし、最近になってようやく個々の地域における人間社会も包含した景観の多様性が、生物多様性の一部として認識されるに至ってきた。そこでは、グローバルな普遍性とは反対の多様性、個別性が評価される。池田は指定基準も曖昧な天然記念物の長所を「曖昧な存在としての天然記念物の

動物たち」で論じ、さらに天然記念物であり郷土の誇りである動物がいかに地域、特に農村の活性化につながるかを「コウノトリの野生復帰プロジェクトと地域づくり」などの論考で発表した。

また、高橋は沖縄の天然記念物ジュゴンが、生息地域（辺野古）に予定されている米軍基地建設の反対運動にどのような動機付けや影響を与えているかを調査してきた。本事件は現在、地元住民が原告となり、米国国防相を被告に米国連邦裁判所で訴訟が継続中だが、根拠法は米国文化財保護法（NHP S）である。画期的なことに裁判所は、中間判決等で各地域における文化の多様性を環境保全法制の解釈に当たって配慮しなければならない旨を述べている。今後は訴訟の終了をまって、論考を発表したいと考えているが、高橋は訴訟の継続する連邦裁判所に鑑定的意見書を既に提出している。

さらに高橋は、天然記念物指定動物が多数生息するにもかかわらず、森林破壊の進行中の沖縄やんばるにおける現地調査を通じては、沖縄振興政策による現在の森林開発は、自然科学的にはもちろん、文化的な視点からも破壊的であり、見直しが必要だという結論に達した。やんばるにおける林業は王国時代から長い歴史があり、一律に伐採禁止を求めるような自然保護運動は地元では受け入れがたいのが実情である。しかし、歴史的な山林利用と現在の林道開発や皆伐施業は規模や性質が異なるものであることがわかった。本件も訴訟が継続中であり、その推移を眺めながら研究成果をまとめたい。

また、高橋は伝統的狩猟が残る山村、富山市三ノ熊、山形県小国、長野県秋山郷で現地調査を行い、自然保護法制に文化的、社会的側面を織り込むことの重要性を確認した。特に野生動物の保護管理については、動物の保護を絶対視する立場と、害獣の一扫を求める立場の対立が注目されがちだが、実際には適度に利用して保存するといった関係が民俗知として存在する。そして、そのような知恵（文化）が日本最古の自然保護法ともいえる旧狩猟法に取り入れられていたことは、文献調査の成果としてあげた「「狩猟の場」を巡って」の論考などで述べたとおりだが、現代にも生かすためには、地域の間団体などの活用が必要となってくる。このことは、比較対象として、ヒアリング等を行ったドイツ狩猟法でも確認された。今後本研究の成果を具体的な法政策提言の場面で利用していきたい。

## 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 8 件)

① 高橋満彦、「狩猟の場」の議論を巡って—土地所有権にとらわれない「共」的な資源利用管理の可能性、法学研究 81(12)291-322 (2009)無

② Takahashi, Mitsuhiro A., “Overview of the Structure and the Challenges of Japanese Wildlife Law and Policy” *Biological Conservation*, in print (2009) 有

③ 菊池直樹、池田啓、コウノトリの野生復帰プロジェクトと地域づくり、ランドスケープ研究 72(4) 368-372 (2009) 有

④ 池田啓、曖昧な存在としての天然記念物の動物たち、文化財 523, 10-15 (2007)無

⑤ 池田啓、現代の花鳥風月とは何か、ビオストーリー7, 8-25 (2007) 無

⑥ Ikeda, Hiroshi “Return of the white stork” *Japan Journal* 4(12) 26-28 (2008) 無

⑦ 高橋満彦、Schaller, M., Keller M., 佐々木史郎、ドイツ・バイエルン州における狩猟と森林管理—オーバーアマガウ営林署管内の事例から、北方林業 61(6)125-128 (2009)無

〔学会発表〕(計 2 件)

① 高橋満彦「外来生物への法的対応と課題」日本動物学会中部支部 2008 年度大会、2008 年 7 月 27 日 (富山大学)

〔図書〕(計 2 件)

① 池田啓、大迫義人『鳥学大全』(秋篠宮文仁、西野嘉彰編)、分担執筆・9 頁分、東京大学出版会(2008)

② 池田啓『生物多様性の日本』(森林環境研究会編)、分担執筆・7 頁分、朝日新聞出版 (2009)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

高橋 満彦 (MITSUHIKO A. TAKAHASHI)  
富山大学・人間発達科学部・准教授  
研究者番号：10401796

### (2) 研究分担者

〔19 年度〕

池田 啓 (HIROSHI IKEDA)  
兵庫県立大学・自然環境科学研究所・教授

研究者番号：60322369

### (3) 連携研究者

〔20 年度〕

池田 啓 (HIROSHI IKEDA)  
兵庫県立大学・自然環境科学研究所・教授  
研究者番号：60322369